



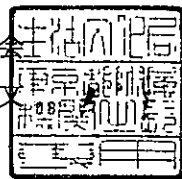
令和2年11月24日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第34条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年9月14日付2主資固第156号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）） に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋））に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋））における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務においての必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要となる。

また、近年、国の機関や他県において、税務情報等の無断での再委託や再委託によるデータ廃棄作業の際に漏洩事案等が発生していることから、納税者の不安を払拭するためにも、今後も引き続き、厳格且つ的確な管理監督に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する税務総合支援システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をシステム管理部門及びデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管

理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。

また、委託先に対するID付与においても、委託業務内容に照らし、個人番号にアクセスできない権限とするといった適正なアクセス制限を行っていることが確認できた。

今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 個人番号の利用について

課税の基礎となる東京法務局からの登記通知は、現時点においては、個人番号を含まない情報であるが、今後、利用拡大に伴い個人番号を東京法務局から入手することとなった際には、委託に係る安全管理も含め業務に大きな変更が生じ、リスク分析及びその措置の見直しが必要となる点に留意し、今後とも個人番号の取扱いについて継続的な検討を図ること。

特に、固定資産税・都市計画税の賦課徴収事務として個人番号の取扱いを見れば、省エネ及びバリアフリー改修に係る減免申請を受ける場合に限り個人番号を入手し、もっぱら納税通知書等の返戻調査の際に個人番号が必要とされる一方、税務総合支援システム全体から見れば、これら減免申請及び返戻調査の情報を固定資産（土地・家屋）システム及び宛て名管理システムに登録等することで納税者サービスの向上を図るものであるから、次期システム全体の更新期や今後加速する行政デジタル化の流れを踏まえて、引き続き適切に対応していくこと。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年9月14日	諮問
令和2年10月1日から 同月7日まで	本評価書案概要説明・審議 (第51回特定個人情報保護評価部会)

令和2年10月23日	審議（第52回特定個人情報保護評価部会）
令和2年11月24日	「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋））に係る特定個人情報保護評価書（案）」について答申

（答申に関与した委員の氏名）

神橋一彦、徳本 広孝、宮内 宏